

新潟県庁 障害を有する学生を対象とした事務系インターンシップの実施手順

<p>■インターンシップ実施 内容提示 (5月下旬)</p>	<p>・提示内容 ① 受入地域 ②受入期間 ③受入人数 ④実習概要 ⑤受入条件 ⑥その他</p>
<p>■申込受付 (締切6/12(金))</p>	<p>・インターンシップを希望する学生から直接、電子申請に申込みいただきます</p>
<p>■実習所属の決定 (6月中旬)</p>	<p>・申請いただいた学生の障害の程度や状況を踏まえ、人事課において受入可能所属を調整します。 ※希望学生が受入可能者数を上回る場合など、受入れができない場合もありますのであらかじめご了承ください。</p>
<p>■受入可否について連絡 (6月下旬)</p>	<p>・受入が決定した場合は、大学等を通じて通知します。 ・受入しない場合は、申込者へメール連絡します。</p>
<p>■受入先部局に対し、 受入依頼文書・誓約書を提出</p>	<p>・大学等から受入所属担当者に実習期間等の確認を行った上で、受入部局の長に対し、受入依頼文書及び誓約書等の関係書類を提出していただきます。</p>
<p>■学生事前連絡・面接等の実施 (実習開始前)</p>	<p>・受入部局において学生実習生への事前連絡や実習内容の提示、必要に応じて参考書類の配付、面談などを行います。</p>
<p>■インターンシップの実施 (8月3日～9月18日)</p>	<p>・学生実習生には、賃金、報酬及び手当は支給しません。 ・実習中の事故などに備えて、大学等を通じて傷害保険・賠償責任保険への加入をお願いします。</p>
<p>■実習報告書の提出 (10月中旬締切)</p>	<p>・実習終了後、大学等で報告書を取りまとめの上、人事課へ提出していただきます。</p>
<p>■実施要綱等</p>	<p>「インターンシップ(学生実習生受入れ)実施要綱」に基づき実施します。</p>